

- (5) 下水処理場及び中継ポンプ場（汚水に係るものに限る。以下「下水処理場等」という。）の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。
- (6) 下水処理統計の作成に関すること。
- (7) 浄水場等及び下水処理場等の設備台帳の作成及び管理に関すること。
- (8) 下水処理場等に係る関係機関への申請、届出、報告等に関すること。
- (9) 水道施設（浄水場等に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (10) 公共下水道財産（下水処理場に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (11) 水質検査及びその報告に関すること。
- (12) 運転及び維持管理に係る業者の指導監督に関すること。
- (13) 薬品の管理に関すること。
- (14) センターの庶務に関すること。

施設第2係

- (1) 取水、浄水及び送水に関すること。
- (2) 浄水場等の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。
- (3) 水源及び浄水の汚染の防止及び保全に関すること。
- (4) 下水処理場等の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。
- (5) 浄水場等及び下水処理場等の設備台帳の作成及び管理に関すること。
- (6) 施設改良工事等に係る関係機関への申請、届出、報告等に関すること。
- (7) 運転及び維持管理に係る業者の指導監督に関すること。

治水対策課

計画係

- (1) 公共下水道に係る雨水計画に関すること。
- (2) 公共下水道（雨水に係るものに限る。）の都市計画決定、事業認可及び事業計画に係る図書作成、公示又は縦覧に関すること。
- (3) 下水道法に基づく告示（雨水に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 公共下水道施設（雨水に係るものに限る。）の建設に関すること。
- (5) 公共下水道施設（雨水に係るものに限る。）の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。
- (6) 公共下水道施設（雨水に係るものに限る。）の占用、使用、更新等に関すること。

（宇治市上下水道部事務決裁規程の一部改正）

第7条 宇治市上下水道部事務決裁規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「場長」を「場長並びに同条第2項に規定する担当課長」に改め、同条第15号中「主査を」を「主査、専門員及び副主査を」に改める。

第4条第2項第2号から第7号までの規定中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改め、同項第8号中「水道総務課長又は下水道計画課長」を「上下水道総務課長」に改め、同項第9号中「水道施設」を「上下水道施設」に、「水道総務課長」を「上

下水道総務課長」に改め、同項第10号中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改め、同項第11号中「水道総務課長又は下水道計画課長」を「上下水道総務課長」に改め、同項第15号及び第16号を削り、同項第17号中「下水道管理課長」を「下水道施設保全課長」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

16 水質に関連するもの 水管理センター場長
第4条第2項中第18号を第17号とする。

別表第1庶務に関する事項の部第8号を次のように改める。

(8) 所管の審議会等に関すること。				
ア 重要なもの		○		
イ 比較的重要なもの			○	
ウ 軽易なもの				○

別表第2水道総務課に関する事項の項を次のように改める。

上下水道総務課に関する事項

事項	部長	副部長 又は技 術参事	課長	副課長
(1) 水道事業及び下水道事業の経営問題及び総合調整に関すること。				
ア 重要なもの	○			
イ 比較的重要なもの		○		
ウ 軽易なもの			○	
(2) 水道事業及び下水道事業に係る行政財産の管理を行うこと。			○	
(3) 水道事業及び下水道事業に係る予算の配当及び執行の調整を行うこと。			○	
(4) 水道事業及び下水道事業に係る予算の流用を決定すること。				
ア 1件1,000,000円以上		○		
イ 1件1,000,000円未満			○	
(5) 水道事業及び下水道事業に係る予備費の充当を決定すること。				
ア 1件300,000円以上1,000,000円未満	○			
イ 1件100,000円以上300,000円未満		○		
ウ 1件100,000円未満			○	
(6) 水道事業及び下水道事業の支出に係る過誤払金の戻入を決定すること。			○	
(7) 水道事業及び下水道事業に係る文書事務全般の総轄並びに文書の收受発送及び保存に関する事務を行うこと。			○	
(8) 職員の扶養手当、通勤手当その他の手当の認定を行うこと。			○	

(9) 職員に被服を貸与すること。			○						
(10) 職員の出勤状況を把握し、出勤表を整理すること。			○						
(11) 職員の届け、願い等に関する事務を処理すること。			○						
(12) 定例的な給与等の支給及び所得税その他法令に基づく事務を処理すること。			○						
(13) 職員の職務に専念する義務を免除すること(基準の明確でないものに限る。)	○								
(14) 営利企業への従事等を許可すること。									
ア 基準の明確でないもの	○								
イ 基準の明確なもの			○						
(15) 育児休業及び部分休業を承認すること。			○						
(16) 職員の公務災害認定申請書を作成すること。			○						
(17) 議決事項の処理及び報告を行うこと。		○							
(18) 上水道債及び下水道債の許可申請を行うこと。	○								
(19) 上水道債及び下水道債の借入申込みに係る事務の処理に関すること。			○						
(20) 水道事業及び下水道事業の公債台帳を整備し、及び保管すること。			○						
(21) 水道事業及び下水道事業に係る一時借入金を借り入れること。		○							
(22) 水道事業及び下水道事業の資金計画を作成すること。	○								
(23) 水道事業及び下水道事業の計理状況の報告をすること。			○						
(24) 水道事業及び下水道事業の現金預金出納表、月次試算表及び資金予算表を作成すること。	○								
(25) 水道事業及び下水道事業に係る公有財産の登記及び登録をすること。			○						
(26) 水道事業及び下水道事業の財産台帳を整備し、及び保管すること。			○						
(27) 水道事業及び下水道事業に係る1件20,000,000円未満の普通財産の売払いを決定すること。	○								
(28) 水道事業及び下水道事業の固定資産の交換、譲与、譲渡、貸付け、撤去及び廃棄処分をすること。									
ア 1件500,000円以上(取得価額による。以下この	○								
号において同じ。)									
イ 1件200,000円以上500,000円未満		○							
ウ 1件200,000円未満			○						
(29) 水道事業及び下水道事業に係る資産(車両を除く。)の災害共済に関する事務を処理すること。							○		
(30) 水道事業及び下水道事業に係る備品の記録及び管理を総括すること。							○		
(31) 水道事業及び下水道事業に係る現金及び有価証券の出納及び保管をすること。							○		
(32) 水道事業及び下水道事業に係る小切手の振出しをすること。							○		
(33) 水道事業及び下水道事業に係る金融機関の指定及び契約をすること。							○		
(34) 水道事業及び下水道事業の会計伝票及び会計帳簿の整理又は保管をすること。							○		
(35) 水道事業及び下水道事業の日計表を作成すること。							○		
(36) 水道庁舎の管理に関すること。							○		
(37) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。							○	○	
別表第2営業課に関する事項の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。									
(4) 汚水量の認定をすること。			○						
別表第2営業課に関する事項の項第7号中「量水器」を「水道メーター」に改め、第9号を削り、同項中第10号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。									
(9) 給水装置工事事業者及び排水設備指定工事業者の指定を行うこと。							○		
(10) 排水設備工事に伴う融資あつせん及び資金助成に関すること。							○		
別表第2配水課に関する事項の項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。									
(6) 水道メーターの取替えを行うこと。							○		
(7) 水道メーターの亡失及び毀損届の受理並びに水道メーターの損害額の弁償金の徴収をすること。							○		
別表第2水管理センターに関する事項の項を削り、同表下水道計画課に関する事項の項を次のように改める。									
事項	部長	副部長 又は技術参事	課長	副課長					

(1) 下水道計画（汚水に係るものに限る。）に係る調整に関すること。				
ア 重要なもの	○			
イ 比較的重要なもの		○		
ウ 軽易なもの			○	
(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定による供用開始の公示等（汚水に係るものに限る。）に関すること。		○		
(3) 下水道法第10条第1項の許可に関すること。		○		
(4) 排水設備工事に伴う確認申請の受付等の業務に関すること。			○	
(5) 処理区域（汚水に係るものに限る。）内の特定施設及び除外施設の指導監督に関すること。			○	
(6) 排水設備指定工事業者の指導監督に関すること。				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(7) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。			○	○

別表第2 下水道計画課に関する事項の項の次に次の2項を加える。

下水道施設保全課に関する事項

事項	部長	副部長 又は技術参事	課長	副課長
(1) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）に係る連絡調整に関すること。				
ア 重要なもの	○			
イ 比較的重要なもの		○		
ウ 軽易なもの			○	
(2) 公共下水道工事（汚水に係るものに限る。）に係る関係行政機関及び関係各課との連絡調整に関すること。		○		
(3) 公共下水道工事（汚水に係るものに限る。）に係る調査、設計作成及び地元説明に関すること。				
ア 重要なもの		○		
イ 軽易なもの			○	
(4) 下水道施設（汚水に係るものに限る。）の占用に関すること。			○	
(5) 下水道施設（汚水に係るものに限る。）に係る不法占用物件の除去を命令すること。			○	
(6) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。			○	○

水管理センターに関する事項

事項	部長	副部長 又は技術参事	場長	副場長
(1) 浄水場、加圧ポンプ場、配水池及び送水施設の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。			○	
(2) 施設改良工事等に係る関係機関への申請、届出、報告等に関すること。			○	
(3) 送配水計画に基づき送配水の調整をすること。			○	
(4) 水源及び浄水の汚染の防止及び保全をすること。			○	
(5) 送配水の記録及び作業日報を作成すること。			○	
(6) 水質検査の実施に関すること。			○	
(7) 水質検査に係る報告に関すること。				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(8) 薬品の管理に関すること。			○	
(9) 下水処理場及び中継ポンプ場（汚水に係るものに限る。）の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。			○	
(10) 下水処理統計に係る報告に関すること。				
ア 重要なもの		○		
イ 軽易なもの			○	
(11) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。			○	○

別表第2 下水道建設課に関する事項の項及び下水道管理課に関する事項の項を削る。

（宇治市企業職員服装規程の一部改正）

第8条 宇治市企業職員服装規程（昭和63年宇治市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条後段中「上下水道部水道総務課長」を「上下水道部上下水道総務課長」に改める。

別表中「、水管理センター、下水道計画課、下水道建設課及び下水道管理課の職員並びに営業課営業係の男子職員」を「、下水道計画課、下水道施設保全課及び水管理センターの職員」に、「水道総務課」を「上下水道総務課」に改め、「（営業課営業係の男子職員を除く。）」を削る。

（技術参事の掌理事務を定める規程の一部改正）

第9条 技術参事の掌理事務を定める規程（平成5年宇治市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「技術参事」を「技術参事等」に改める。

第1条中「（以下「技術参事」を「及び同条第2項に規定する主幹（以下「技術参事等」に改める。

第2条を次のように改める。

（技術参事等の掌理事務）

第2条 技術参事等の掌理事務は、別表に掲げる事務及び特に命じられた事務とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

担当名	掌理事務
技術参事	水道事業及び下水道事業に属する技術的指導及び技術的事項に関する事。
上下水道総務課主幹	水道事業の基本計画、経営問題及び総合調整に関する事。

(宇治市上下水道部文書等管理規程の一部改正)

第10条 宇治市上下水道部文書等管理規程(平成10年宇治市水道事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「水道総務課」を「上下水道総務課」に改める。

(宇治市排水設備指定工事業者審査委員会設置規程の一部改正)

第11条 宇治市排水設備指定工事業者審査委員会設置規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第7号までを次のように改める。

(4) 上下水道部下水道施設保全課長

(5) 上下水道部下水道計画課長

(6) 上下水道部営業課長

(7) 上下水道部水管理センター場長

第2条第8号を削る。

第5条中「上下水道部下水道管理課」を「上下水道部営業課」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第3号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱(昭和42年宇治市水道事業告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「取りまとめ店」を「取りまとめをする店舗(以下「取りまとめ店」という。)に改める。

第3条中「前条の」を削る。

第8条第2項第1号中「第2条の」を削り、同項第2号ウ後段中「宇治市上下水道料金・下水道使用料収納済通知書」を「宇治市上下水道料金・下水道使用料収納済通知書」に改める。

第12条第1項中「毎日」を「毎営業日」に、「取りまとめ、遅滞なく、第2条の取りまとめ店に送付する」を「取りまとめる」に改め、同条第4項中「第1項及び第2項の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の」及び「(同項ただし書に規定する取扱店舗を含む。)」を削り、「出納取扱金融機関」を「収納金を出納取扱金融機関」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 各取扱店舗は、前項の規定により取りまとめられた収納済通知書を、遅滞なく、取りまとめ店へ送付するものとする。

3 取りまとめ店は、前項の規定により各取扱店舗より送付を受けた収納済通知書及び当該取りまとめ店が取り扱った収納金に係る収納済通知書に必要書類を添えて、遅滞なく、所定の方法により出納取扱金融機関へ送付するものとする。

別記様式第8号を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第4号

公金事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

- 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
第一環境株式会社関西支店
大阪府大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 委託事務
上水道料金及び下水道使用料の収納
- 指定日
令和6年4月1日
- 委託日
令和6年4月1日
- 委託期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第5号

公金事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

- 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - 地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
 - 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
 - 株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
 - 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
 - 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
 - ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - LINE Pay株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号
 - 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
 - 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
 - 株式会社NTT ドコモ

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

⑭ KDDI株式会社

東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納

3 指定日

令和6年4月1日

4 委託日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(揭示済)